

大和市告示第155号

大和市新型コロナウイルス感染症自宅療養者食料品支援事業実施要綱を次のように定める。

令和3年9月30日

大和市長 大 木 哲

#### 大和市新型コロナウイルス感染症自宅療養者食料品支援事業実施要綱

##### (趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）に罹患し自宅で療養する者が、外出することなく療養できるよう、当該者の自宅に食料品を配送する事業について、必要な事項を定めるものとする。

##### (支援の対象者)

第2条 本事業による食料品支援（以下「支援」という。）の対象者（次条において「対象者」という。）は、市内に居住する者であつて、新型コロナウイルス感染症に罹患し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第44条の3第2項の規定による神奈川県知事からの協力の求めに応じ自宅で療養するものとする。ただし、次条第1項の規定による申請（以下単に「申請」という。）の時点で既に神奈川県から当該自宅療養に係る配食等サービスを受けている者を除く。

##### (支援の申請)

第3条 支援を受けようとする対象者は、前条に規定する神奈川県知事の求めに応じた自宅療養期間の終了日の前日までに支援を申請する旨、氏名、住所、電話番号その他市長が必要があると認める事項を市長に電話等で申し出るものとする。

2 申請の受付日時は、別に定める。

##### (支援の内容)

第4条 市長は、申請を受け、これを適当と認めたときは、原則として当該申請の翌日に、当該申請者の居宅に9食分を上限として市長が必要があると認める食数分の食料品を配送する。この場合において、市長は、支援に必要な事項を神奈川県知事に照会することができる。

##### (委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行し、同日以後に第2条に規定する神奈川県知事の求めに応じ自宅療養を開始した者から適用する。